政策・総務・財政委員会配付資料令和2年11月27日総務局

## 市第56号議案 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例 の一部改正について

## <改正理由及び概要>

本年 10 月 21 日、本市人事委員会から、民間の支給割合との均衡を図るため、 期末手当について、0.05 月の引下げを行う旨の勧告を受けました。

人事委員会勧告を尊重し、本市職員の期末手当の支給割合を改定するため、次のとおり提案します。

## 1 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正

期末・勤勉手当の年間の支給割合について、民間との均衡を図るため、期末手当を 0.05 月引き下げます。

				期末手当		勤勉手当		合計
2年度	一般職	一般職員	6月期	1. 325	(支給済)	0.925	(支給済)	4. 45
			12 月期	1. 275	(現行 1.325)	0.925	(改定なし)	(現行 4.50)
		管理職員	6月期	1. 125	(支給済)	1. 125	(支給済)	4. 45
			12 月期	1. 075	(現行 1.125)	1. 125	(改定なし)	(現行 4.50)
	特別職		6月期	2. 25	(支給済)			4. 45
			12 月期	2. 20	(現行 2.25 )			(現行 4.50)
3年度	一般職	一般職員	6月期	1. 30	(現行 1.325)	0.925	(改定なし)	4. 45
			12 月期	1. 30	(現行 1.325)	0.925	(改定なし)	
		管理職員	6月期	1. 10	(現行 1.125)	1. 125	(改定なし)	4. 45
			12 月期	1. 10	(現行 1.125)	1. 125	(改定なし)	
	特別職		6月期	2. 225	(現行 2.25 )			4.45
			12 月期	2. 225	(現行 2.25 )			

## 2 施行期日

公布の日